

南アルプス市汗かき農園利用申請書(新規)

私は、次の同意事項を確認し同意した上で、利用申請を致します。

令和 年 月 日

ふりがな			
氏名			印
住所	〒 —		
電話番号			
申込区画	—		m ²
	—		m ²
	—		m ²
	計		m ²
利用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		

<利用料について> 利用料は、利用期間によって異なります。

4月～9月の間に利用決定⇒1㎡当たり410円。10月～3月の間に利用決定⇒1㎡当たり200円

≪同意事項≫

- ① (利用決定) 南アルプス市(以下は「市」)は、利用申請の提出を受けた後、利用申請順位により利用決定の可否を行うものとする。次年度の利用決定については、区画継続利用者を優先する。
- ② (農作業の実施等) 農園施設利用の目的等はおりのとする。
 - (1) 農園施設は、販売目的以外の野菜、草花の栽培及び農作業。
 - (2) 休憩施設は、貸し付けられた農園での農作業中の休憩及び農園利用者間の会合。
 - (3) 給水施設は、貸し付けられた農園での農作物への灌水。
 - (4) 駐車場施設は、農園利用時の車両等の駐車。
 - (5) 農園利用者(以下は「利用者」)は、農作業の実施に関し、市の指示があったときは、これに従います。
 - (6) 利用者は、貸し付けられた農園においてのみ農作物を収穫し、収穫物はその利用者に帰属する。
- ③ (対象農園施設) 対象となる農園施設の位置及び面積は、次のとおりとする。
 - (1) 農園施設(区画番号並びに面積は、利用決定通知書のとおりとする。)
 - (2) 休憩施設
 - (3) 駐車場施設
 - (4) 給水施設
- ④ (利用期間) 令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- ⑤ (利用料) 利用者は、農園施設の利用料として、利用決定通知書のとおり納入します。

⑥（禁止事項）農園施設の利用に関し、次の行為をしてはならない。

- （１）②に掲げる目的以外に使用すること。
- （２）農園施設を損傷し、または汚損すること。
- （３）土地の形成を変更し、または工作物を設置すること。
- （４）貸し付けられた農園を長期間放置すること。
- （５）農園施設内に不燃物を投棄及び埋設すること。
- （６）他の利用者や周辺の農地の農作業に迷惑になるような利用及び行為。
- （７）農園施設の管理上支障があると認められる行為。
- （８）貸し付けられた農園施設を、第三者に転貸すること。

⑦（農園施設の維持管理等）市は、利用者の責によらない農園施設の損傷及び汚損については、利用者が良好な状態で利用できるよう、市の責任において回復するものとする。

２ 利用者は、貸し付けられた農園及び農園施設並びにその周辺の通路等を善良な管理をもって維持し、除草等、常に環境整備に努めるものとし、市は利用期間中、利用者に貸し付けた農園の維持改良の責を負わない。

３ 貸し付けられた農園に対し保存、利用、農作業等の用に供するために支出する経費はすべて乙の負担とする。

⑧（損害の賠償等）利用者は、故意または過失等、利用者の責に帰すべき事由により、農園施設を滅失し、または棄損し市に損害を及ぼしたときは、直ちに市に報告するとともに、市の指示に従い速やかにその損害を賠償しなければならない。

⑨（免責）市は、貸し付けた農園施設における利用者の作物、農具の損害及び農園施設内の事故に対しては、補償の義務を負わないものとする。また、農園利用中、農薬等の使用、その他作業によって他の利用者との間で問題が生じた場合もまた、市はその責を負わないものとする。

⑩（利用決定の解除）次の各号の一に該当するときは、市は利用決定を解除することができる。

- （１）④の期間が満了となったとき。
- （２）利用者が契約の解除を申し出たとき。
- （３）利用者が利用資格を有しなくなったとき。
- （４）利用者が第６条に掲げる各号の一に該当する行為を行ったとき。
- （５）利用者がこの条項に反したとき。
- （６）利用者が指定した期日までに利用料を納付しなかったとき。
- （７）天変地異等のやむを得ない事由により当該農園施設が休園または廃園となったとき。

２ 前項の規定により市が利用決定を解除したときは、利用者は市の指示に従い直ちに農園施設を利用前の原状に復し、市に返還するとともに、貸与物品（休憩施設等のカギ）も併せて返還しなければならない。なお、原状に復するに要する経費は利用者が負担するものとする。

⑪（利用料の不還付）既納の利用料は還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、市はその全額または一部を利用者に還付することができる。

- （１）利用者の責に帰すべきでない事由により農園施設が利用できなくなったとき。
- （２）その他、市が相当な事由があると認めるとき。

⑫（疑義等の決定）この申請書に関し疑義が生じたとき、またはこの申請に定めのない事項については、「南アルプス市汗かき農園条例」並びに「南アルプス市汗かき農園条例施行規則」によるもののほか、市並びに利用者の両者協議の上定めるものとする。